

# 女性委員会通信

249  
2018.8.8

東京都港区新橋六 七 一 川口ビル六階  
全国労働組合連絡協議会 女性委員会  
TEL 〇三 五四〇三 一六五〇  
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

## 時間外労働関連の労働政策審議会

### 労働条件分科会が始まる！

#### 「長時間労働の削減」を 実現する省令・指針を作るべし！

6月29日に「働かせ改悪」法案が通ってしまった。

高度プロ制度という労働時間規制の適用しない労働者を生み、月45時間、年360時間の時間外労働規制も「特例」という形で最大月100時間、年平均月80時間、年間960時間もの残業が許容される。

政府は長時間労働の是正に向けた70年ぶりの労基法「改正」という労働条件分科会は7月10日、18日と

開かれ、8月9日には36協定の様式や省令・指針の案が出される。「特例」が蔓延しないような省令・指針が注視している。

同一労働差別賃金を認めることになりかねないパート・有期法と派遣法関連は8月下旬から合同部会での審議、高プロ制度については9月から審議が始まるようだ。本日に長時間労働が削減されるのか労働条件分科会の審議を注視している。

**特例の36協定は結ばない！  
労働組合でしっかり取り組もう！**

長時間労働削減に労働組合の役割は重大だ。36協定は労働組合の合意なしに成り立たない。使用者は残業を命じる事ができないのだ。罰則を持って法制化された『月45時間、年間360時間』を超えるような36協定を結び、過労死が生じれば、企業だけでなく労働組合もその責任を問われるのだ。過半数代表の組合でなくても、職場に問題点を提起している。



## 「非常勤公務員への会計年度 任用職員制度導入は人権侵害」

セシオン杉並にて7月22日、「第10回なくそう！官製ワーキングプア反貧困集会」が行われた。

働き方改革と称する改悪は地方自治体の非正規にとっても例外ではない。2020年4月に地方公務員法と地方自治法が改定され、私たち非常勤嘱託職員の労働組合は、労組法の適用がなくなり、労働協約締結権もスト権も、労働委員会への申立権も失うこととなる。全国の臨時・非常勤職員の処遇の改善をうたいながら、フルタイム以外の非常勤に出せる手当は期末手当のみ、これまで法的には縛りのなかった任期を1年までと定め、労働契約法もパート労働法も適用除外のまま、労働基本権を剥奪し雇用更新の期待権すら奪う「会計年度任用職員」に押し込めたい総務省。私たちも市との交渉が8月から始まる。

今回の集会では新たに、総務省は自治体に対し公募なき再度の任用は2年までを示唆していることがわかった。「再度の任用が可能」「移行にあたっては不利益が生じることなく適正な勤務条件が確保されなければならない」との国会付帯決議にもかかわらず、である。

批判の声は噴出した。保育士、消費生活相談員、看護師、調理員、図書館員、教員など、10年以上働いている者が12～40%に上る。継続性のある職務なのになぜ会計年度＝1年で人を切るのか？民間では6年目で無期転換権が生じ、厚労省は短時間正社員制度普及を30%目標に勤めているのに、なぜ公務は除外なのか？

「更新」ではなく「新たな職への新たな任用」だと言い換える詭弁。人事評価を行い人材育成に活用せよと言いながら毎年試用期間を課す矛盾。常勤職員の4分の3の労働時間で退職手当支給を認めた判例を無視し、1分短いだけで期末手当以外の手当を禁止する横暴。パートだからと冷遇するのは女性差別に他ならない。

一方で、「雇用を守る闘いをどう闘っていくか？」についても多くのヒントを得た。制度ありきではなく、実態に制度があっていないことを当局に認識させること。現業職（労働二権を有する）、任期付短時間職員（任期3年・再任可）などの道もあること。無期転換は義務ではないが禁止もされていないこと、等々。

また今回は、非常勤職員の労災制度（パワハラと不適切な労務管理が原因で自死された非常勤嘱託職員の遺族が、非常勤には本人や家族に労災の請求権がないと当局に門前払いされた事件を受けて、NPO官製ワーキングプア研究会が行った全国調査と院内集会の報告）や、ハローワークで常態化しているパワハラ解雇の実態、東大で5年雇用年限を撤廃させた報告など、重要な報告や問題提起が相次いだ。

法や制度の欠陥を追及し、あるべき働き方を求めていくと同時に、いま目の前にある壁をどう越えていくか、実践的な情報を共有し、官民を越えて連帯していける場があることをありがたく思う。問題は山積だが、100人を超える参加者に勇気もらった。自分たちもその一員としてともに頑張りたい。

全統一労働組合千葉市非常勤嘱託職員分会 山室徳子

## 東京東部労組メトロコマース支部 東京メトロ株主総会アピール行動

東京メトロ駅売店の非正規労働者でつくる全国一般東京東部労組メトロコマース支部は6月28日、メトロコマースの親会社である東京メトロの株主総会へのアピール行動を上野の同本社前で行った。

同支部組合員4人は本社正面玄関前に陣取り、「非正規労働者への差別を撤廃せよ」と訴えました。メトロコマース支部が闘う労働契約法20条控訴審は9月26日10時半、東京高裁812法廷で再開。後呂支部委員長が証言を行う。

売店には休憩室がなく低賃金の非正規労働者は外食もできずにやむなく昼食を地下鉄ホームのベンチで取っていること、正社員にある有給の生理休暇や出産休暇が付与されないことなど、この間の団体交渉で問題にしている差別の実態を明らかにしました。

東京メトロ側は入口をガードマンでふさぎ、団体交渉申し入れを拒絶。その一方で本社向かいの歩道橋上からは東京メトロ関係者数人が行動を監視。抗議のために参加者全員で歩道橋に上がっていきや、その人物たちはあわてて逃げ出し、参加者はそのまま歩道橋上で行動を続行。

最後にメトロコマース支部組合員は「私たちはドレイではない！人間としてまともな生活をしたいだけだ」と力強くアピールした。団結ガンバローで行動を締めくくりました。

全国一般東京東部労組  
書記長 須田光照



7月16日、故小川美智子さんのお墓参りをしました。

### 私のお気に入り

「私の作るお菓子のこと」

自宅の近所に、しばらく前から東京で一番と評判のケーキ屋さんがあるのですが、昔そのシェフに、沢山の最新のケーキの中で一番気を使っているのは、ショートケーキだと聞きました。誰もが皆一番食べているから、美味しさの差が分かっちゃうんだそうです。昔は、ケーキと言えばバタークリームで、生クリームはあまりなかったし、今の様に一つのケーキがこんなに高くなかったと思います。



お料理を作る時に、やはり素材が大切だからといって、素人が例えば築地に行って高額な食材を買えるものではありませんが、ケーキ作りの素材の砂糖や小麦粉やバターや牛乳等は、そうは言ってもたかが知れている値段でケーキ屋さんと同じ素材が購入できるので、自宅で作るお菓子はとてもお得に美味しく作れますよ。

この季節に最後の青梅を見かけて、ヘタを取って水からコトコト皮が柔らかくなるまで煮て、一晚冷蔵庫で冷やし、白砂糖とお醤油を少しだけ掛けて頂きました。おススメしたい初夏のお菓子です。

そうそう木になったばかりの青梅の種果実には、青酸が含まれているそうなので、白雪姫は毒りんごじゃなくて毒青梅を食べたのかもしれないよね。

全国一般東京東部労組・全労FAユナイテッド分会 せんだようこ

## こんな女性差別で 何が女性活躍だ！

### 本音の コラム



東京医科大学が入学試験に際し、女性の点数を一律で引き下げていた不正が発覚した。縮めて言えば「女性医師は男性のようにはばり働けないから、増えたと病院が困る」が動機。許されない差別と言える。

そして三回、東京医科大学の正門前に百人以上の人が集まり、抗議の声を上げた。私は「男性は皆、裏口入学だ」と発言したが、それも過言ではないだろう。発端は文科省の官僚が息子を裏口入学させた事件。そこからわかったのは、極端な男性優遇。裏口入学と何ら変わりがない。

友人の女性医師によれば、以前から医学部に女子学生が少ない事実は話題になっていた。今は「やはり」の気持ちが強いのという。今後調査を進めれば、他の大学でも同様の操作が発覚する可能性は高い。

だが、いかに多くの大学がやっていたとしても、女性を恣意的に落とす操作は正当化されない。今後のモデルとなり得る東京医大の「償い」に注目しよう。

少なくとも直近の試験については、入学できるはずだった女性の受験生は、入学を許可するべきだ。実際、試験問題のミスがあれば、そのようにしているのではないか。

また、女性が不利とわかっていたら、受験を回した人もいるはずだ。ならば、受験料の返還も当然。恣意的操作はミスよりはるかに悪質と言っほかない。(看護師)

### 東京医科大学に望むこと

東京新聞(2018年8月6日付)の『本音のコラム』欄より

### 女性委員会学習会

とき 2018年9月7日(金)  
18時30分～

ところ 新橋・生涯学習センター ばるーん303号

内容 国会ビューイング、働き方改革の審議状況など。

働き方改革など国会内でどのような議論がされているのか、今一度この機会に学習してみませんか。

## セクシャル・ハラスメントはNO!

5月末からの開催されたILO総会では「仕事の世界における暴力とハラスメント」の基準について論議された。勧告で補強された条約が来年の総会で成立する見込みだ。官僚トップや大臣がハラスメントを理解しない日本政府がきちんと対応するよう求めていこう。

政府は6月12日に女性活躍加速のための重点方針2018を定め、女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとして、セクハラ防止も含め、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化を掲げている。厚生労働省はそれを受けて事業主向け、労働者向けのリーフを作成した。HPからダウンロードできる。活用していこう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000333510.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000333507.pdf>



## 第30回全労協全国 定期大会

とき 2018年9月30日(14時)～10月1日(12時00分)

ところ 熱海ニューフジヤホテル

女性組合員の代議員・傍聴を!